

指定居宅介護支援事業
ケアプランセンター うれし野 運営規程 概要

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 登豊会が開設する「ケアプランセンター うれし野」(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者(以下「介護支援専門員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1人
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- ② 主任介護支援専門員 1人
- ③ 介護支援専門員 2人
主任介護支援専門員および介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、祝祭日、8月15日、12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。
- ③ 連絡体制 電話等により24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(居宅介護支援の内容及び利用料)

第6条 居宅介護支援の内容は次のとおりとし、居宅介護支援を提供した場合の利用料は無料とする。

- ① 要介護認定の代行申請
- ② 居宅サービス計画作成依頼届の代行届出
- ③ 居宅サービス計画の原案作成
 - (1) 課題分析(アセスメント)
 - (2) ケアプラン原案の作成
- ④ ケアプラン作成(カンファレンスの実施)
- ⑤ 利用者への計画内容の説明・同意
- ⑥ サービス提供票の作成等
- ⑦ ケアプランの実施(サービスの提供)

- ⑧ サービスの実施状況等の管理（モニタリング）
 - ⑨ ケアプランの変更（必要に応じて）
- 2 第9条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。尚、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
- ① 実施地域を超えた地点から、片道おおむね10キロメートル未満 300円
 - ② 実施地域を超えた地点から、片道おおむね10キロメートル以上 600円
- さらに10kmを超えるごとに300円を加算する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文章に署名を受けることとする。

（居宅介護支援の提供方法）

第7条 居宅介護支援の提供方法は次のとおりとする。

- ① 利用の相談を受ける場所 第3条に規定する所在地に同じ
- ② 使用する課題分析票の種類 「居宅サービス計画ガイドライン」他提供可能な課題分析票
- ③ サービス担当者会議の開催場所 利用者の居住地(入所中の老人保健施設及び入院中の病院等を含む)又は居宅介護サービス事業所若しくは第3条に規定する所在地に同じ
- ③ 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回以上

（苦情等の対応）

- 第8条 事業所は、その提供した居宅介護支援に関する利用者からの苦情又は要望若しくは相談に迅速かつ適切に対処するために苦情等を受け付ける窓口を設置するなどの必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業所は、その提供した居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情等に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 事業所は、その提供した居宅介護支援に関する利用者からの苦情等に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、岐南町及び笠松町、岐阜市、各務原市とする。

附 則

この規程は、平成21年 5月 1日から施行する。

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。